

議案第11号

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年阿見町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第5-1	190円
第6-1	600円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

現行		改正後		備考
別表（第3条，第4条関係）		別表（第3条，第4条関係）		
負担区の名称	単位負担金額（1平方メートル当たり）	負担区の名称	単位負担金額（1平方メートル当たり）	
(略)		(略)		
第4-1	580円	第4-1	580円	
		<u>第5-1</u>	<u>190円</u>	
		<u>第6-1</u>	<u>600円</u>	

議案第 11 号説明資料

阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

【主な改正の理由】

受益者負担金制度は、都市計画法第75条に基づくものであり、国または地方公共団体の行う特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させようとするものです。

当町においては、昭和 62 年度に下水道事業受益者負担に関する条例が制定され、同年度に第 1 負担区、平成 6 年度に第 2 負担区、平成 12 年度に第 3 負担区、平成 27 年度に第 4 負担区の負担区を設定し、受益者負担金を徴収しております。

現在、下水道整備については年次計画に基づき、荒川本郷地区及び香澄の里工業団地、調整区域であるが市街化区域に隣接した一団の住宅団地の筑見地区を中心に進めており、それに合わせて香澄の里工業団地を第 5 負担区、荒川本郷地区の一部及び筑見地区を第 6 負担区とし、負担区及び単位負担金額の設定について条例の改正を行うものであります。

なお、第 5 負担区及び第 6 負担区においては、令和 5 年 6 月から徴収を予定しております。

【主な改正内容】

別表に次のように加える。

第 5 - 1	190円
第 6 - 1	600円

【施行日】

令和 4 年 4 月 1 日